

全体についての消防計画作成要領（防火・防災）

全体（防火・防災）

（ ○○ビル ） 全体についての消防計画

○○年 ○月 ○○日作成

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項及び法第36条第1項において準用する規定に基づき、統括防火・防災管理者（ ○○ ○○ ）が（ ○○ビル ）の全体についての防火・防災管理業務に必要な事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震、その他の災害（以下「火災、地震等」という。）による人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、（ ○○ビル ）に勤務（居住）し、また出入りするすべての者に適用する。

（委託状況）

第3条 防火・防災管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火・防災管理上必要な業務の範囲及び方法は、別表1のとおりとする。

（管理権原者の権限の範囲）

第4条 管理権原の及ぶ範囲は、各管理権原者の協議（協議会設置による協議・インターネットによる協議・文書による協議）により、取り決める。

2 各管理権原者の管理権原の及ぶ範囲について、別表2及び平面図又は立面図等（別図）により明確に示すものとする。

（管理権原者の責務）

第5条 各管理権原者は、この計画を遵守し、自ら防火管理に積極的に取り組むほか、次の責務を有する。

- 各管理権原者の協議（協議会設置による協議・インターネットによる協議・文書による協議）により、消防法施行令第4条に規定する必要な資格を有する者の中から統括防火・防災管理者を選任（解任）すること。
- 統括防火・防災管理者に建物全体についての防火・防災に関する消防計画の作成その他建物全体についての防火・防災管理業務を行わせること。
- 統括防火・防災管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届出ること。
- 防火・防災管理について消防機関と連携（連絡・報告・届出等）及び意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。
- 建物の全体についての防火・防災管理業務の実施体制を確立し、維持すること。
- 火災、地震等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。
- 火災、地震等発生の情報を受けた場合、自衛消防組織の本部（防災センター等に設置。以下「自衛消防本部」という。）の設置を自衛消防隊長（統括管理者）に指示すること。

第2章 統括防火・防災管理者の責務等

(統括防火・防災管理者の権限)

第6条 統括防火・防災管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火・防災管理者等に対して必要な事項を指示することができる。

(統括防火管理者の責務)

第7条 統括防火・防災管理者は、(○○ ○○) とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、業務を行うものとする。

2 統括防火・防災管理者は、以下の責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求め、各事業所等の防火・防災管理者等と連携、協力しながら、防火対象物全体についての防火・防災管理業務を行うものとする。

- (1) 防火対象物全体の防火・防災消防計画の作成、変更及び運用に関すること。
- (2) 各事業所の防火・防災に対する指示及び必要な報告に関すること。
- (3) 防火対象物全体の消火、通報及び避難並びに防災の訓練の実施に関すること。
- (4) 廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設等の管理に関すること。
- (5) 火災、地震等が発生した場合における自衛消防組織の活動体制に関すること。
- (6) 火災、地震等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
- (7) 火気使用の制限及び禁止に関すること。
- (8) その他防火・防災管理上必要と認める事項に関すること。

3 統括防火・防災管理者は、消防機関に対する全体の防火・防災消防計画の届出及び報告並びに防火・防災管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。

4 統括防火・防災管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知するとともに、周知状況を別表3により確認する。

(防火・防災管理者等の権限と責務)

第8条 各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指導、指示を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告しなければならない。

- (1) 防火・防災管理者に選任(解任)されたとき。
- (2) 消防計画を作成又は変更したとき。
- (3) 統括防火・防災管理者から指示された事項の結果。
- (4) 用途及び消防用設備等を変更するとき。
- (5) 内装改修等を実施するとき。
- (6) 大量の可燃物の搬入、搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取り扱うとき。
- (7) 臨時に火気を使用するとき。
- (8) 火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
- (9) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
- (10) 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき。また、それらを改修するとき。
- (11) 防火・防災管理業務の一部を委託するとき。
- (12) 催物を開催するとき。
- (13) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
- (14) その他防火・防災管理上必要な事項。

2 各事業所の防火・防災管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火・防災管理業務を行う。

- 3 各事業所の防火・防災管理者は、他の防火・防災管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火・防災管理業務を推進する。

第3章 予防管理対策

(点検及び検査)

第9条 防火対象物及び消防用設備等の点検並びに建物等の検査は次による。

(1) 消防用設備等の法定点検

- ア 消防用設備等の法定点検は、各管理権原者の責任により行う。
- イ 消防用設備等の法定点検は、(○)月と(○)月の年2回実施する。
- ウ 原則として、統括防火・防災管理者及び各事業所の防火・防災管理者は、法定点検に立ち会うものとする。(各事業所の防火・防災管理者は、自身の管理部分のみ。)

(2) 消防用設備等の自主点検

- ア 消防用設備等の自主点検は、別表4を参考に実施し、共用部分については(事業所名)が行い、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。
- イ 消防用設備等の自主点検の時期、実施方法等は、各事業所の消防計画による。

(3) 建物等の自主検査等

- ア 建物、火気使用設備器具、避難施設、防火設備等の自主検査は別表5を参考に実施し、共用部分については(事業所名)が行い、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。
- イ 自主検査の時期、実施方法等は、各事業所の消防計画による。

(4) 防火対象物及び防災管理についての法定点検

- ア 防火対象物及び防災管理についての法定点検は、共用部分は(事業所名)の責任により行い、各事業所の占有部分は、各事業所の管理権原者の責任により行う。
- イ 原則として、統括防火・防災管理者及び各事業所の防火・防災管理者は、法定点検に立ち会うものとする。(各事業所の防火・防災管理者は、自身の管理部分のみ。)

(防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第10条 統括防火・防災管理者及び各事業所の管理権原者又は防火・防災管理者は、前条で点検した結果及び防火・防災管理業務に必要な書類等を取りまとめて、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。

(不備・欠陥等の改修)

第11条 第9条の点検及び検査で発見された不備・欠陥部分は、各管理権原者の協議により責任範囲を定め、改修計画を樹立し、改修を行う。

(災害予防措置)

第12条 各事業所の防火・防災管理者が、火災、地震等による被害を未然に防止するために行う必要な措置は、各事業所の消防計画による。また、本建物に勤務し出入りする者が、火気を使用する場合及び施設に対する遵守事項等についても同様とする。

(工事中の安全対策)

第13条 増築、模様替え等の工事を行う場合は、統括防火・防災管理者及び当該工事に関係する防火・防災管理者が協力し、火災予防に努めなければならない。

(避難施設の維持管理等)

第14条 統括防火・防災管理者は、避難施設上に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しない防火・防災管理者等に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。

(危険物品等の管理)

第15条 本建物内への危険物品の持ち込みは、原則禁止とする。ただし、申請等により認められた場合は以下の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要な物を置かないこと。
- (3) 危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにすること。

(関係機関との連携)

第16条 統括防火・防災管理者は、各種報告・届出、自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談、連絡等を十分に行い、防火・防災管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(放火防止対策)

第17条 統括防火・防災管理者は、放火防止対策について次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期的な巡回を行う。
- (4) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

第4章 自衛消防活動

第1節 自衛消防組織の編成と任務

(自衛消防組織の編成)

第18条 火災、地震等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防本部を設置し、活動拠点にするとともに、建物全体についての自衛消防組織を編成する。

- 2 自衛消防隊長は、自衛消防組織の統括管理者を以って充てるものとし、自衛消防組織の活動については自衛消防隊長が統括指揮する。また、自衛消防隊長が不在時の代行者は（ ○○ ○○ ）とする。
- 3 自衛消防組織には、本部隊及び地区隊を編成するものとする。
- 4 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別表6のとおりとする。
- 5 本部隊には、指揮班、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班及び救出救護班を置き、各班には班長を置く。
- 6 地区隊は、事業所ごとに編成する。

(自衛消防組織の活動範囲)

第19条 自衛消防組織の活動範囲は、原則として本建物全体とする。

- 2 隣接する建物等からの火災により本建物に延焼の危険がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内において、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(本部隊の任務)

第20条 本部隊は、火災発生時における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

- 2 本部隊の各班は、別表6（その2）の任務に基づき活動を行うものとする。
- 3 自衛消防隊長は、地区隊長が不在となった区域で火災、地震等が発生した場合、本部隊の中から1名を当該現場の指揮担当に指定し、発災区域での指揮活動にあたらせる。

（地区隊の任務）

第21条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災、地震等においては、当該地区隊長のもとに別表6（その2）に定める地区隊の任務を行うものとする。

- 2 火災、地震等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令により行うものとする。

（自衛消防組織の体制）

第22条 自衛消防隊長は、自衛消防の組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。また、自衛消防隊長は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

- 2 休日・夜間等における自衛消防組織の編成は、別表7によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。
 - （1）火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、統括防火・防災管理者及び各事業所の防火・防災管理者等の関係者に別途定める緊急連絡網（様式は任意）により連絡する。
 - （2）消防隊に対しては、火災発見時の状況、延焼状況、避難状況等の情報提供及び防火対象物に関する資料を提出するとともに、必要に応じ火災現場への誘導を行う。

（自衛消防組織の装備）

第23条 自衛消防活動要員に必要な装備品は、別表8に定める。

- 2 本部隊の装備品は、防災センター等に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。
- 3 地区隊の装備品は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 火災時の活動

（火災発見時の措置）

第24条 火災の発見者は、消防機関へ通報し、防災センター等に出火の場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災である旨を知らせるものとする。

- 2 防災センター等勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、必要により放送設備等により周知する。

（通報連絡）

第25条 本部隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- （1）現場確認者から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報
- （2）火災発生確認後、避難が必要な階へ避難放送
- （3）自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡
- （4）避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡
- （5）情報収集内容の記録

- 2 地区隊の通報連絡担当は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
 - (2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認
 - (3) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (4) 防火区画形成状況の確認
 - (5) 危険物品等の有無の確認
 - (6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長及び地区隊長への報告
 - (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

第26条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うとともに、安全防護班と協力して防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

- 2 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼を置き活動する。

なお、担当区域外での火災に対しては、臨時の措置を行うとともに、自衛消防隊長の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第27条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階（出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階）を優先して避難誘導するものとする。

- 2 エレベーター及びエスカレーターによる避難は原則として行わないものとする。
- 3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前、行き止まり通路等に拠点をおく。
- 4 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意しながら避難させる。また、自力避難困難者については、担当者を指定して避難させる。
- 5 避難放送にあたっては、早口を避け落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努める。
- 6 負傷者、逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター等）に連絡する。
- 7 避難完了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター等）に報告する。
- 8 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、避難誘導を行う。

(安全防護)

第28条 本部隊・地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
- 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
- 4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。
- 5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
- 6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。
- 7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行うものとする。

(救出救護)

第29条 本部隊の救出救護班は、救護所を消防隊の活動の支障とならない安全な場所に設置するものとする。

- 2 本部隊・地区隊の救出救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。
- 3 救出救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。
- 4 救出救護班は、逃げ遅れた者の情報を得た場合は、現場に急行し、特別避難階段附室等の安全な場所へ救出するものとする。

(消防機関への情報提供)

第30条 本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。

- (1) 自衛消防組織の活動状況
- (2) 消防隊の進入路、はしご車等の停車位置の確保
- (3) 火災現場への進入経路
- (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となる物の有無
- (5) 自衛消防本部の設置場所

第3節 地震時の活動

(震災予防措置)

第31条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施するオフィス家具類の転倒、落下、移動防止措置状況を確認し、不備がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促すものとする。

(地震発生時の初期対応)

第32条 地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を確保する。自衛消防隊長は、揺れがおさまった後、本建物全体の被害状況を把握し、放送設備等により在館者に情報を提供する。

- 2 地区隊長は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。
- 3 初期情報の収集と管理
 - (1) 自衛消防本部（防災センター等）は、被害状況等の情報を収集・整理する。
 - (2) 防災センター等勤務員は、気象庁の地震情報、津波情報、緊急地震速報等の情報収集を行う。
- 4 出火防止
 - (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。
 - (2) 二次災害の発生を防止するため、火気使用設備、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。

(緊急地震速報受信時の対応)

第33条 防災センター等の勤務員は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに自衛消防隊長に報告する。

- (1) 避難口、防火戸等の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う
- (3) 火気使用設備の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(避難誘導)

第34条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合には本建物の被害状況等に応じ、避難するか、在館するかを判断する。

(避難上の留意事項)

第35条 自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。

- (1) 避難誘導班へ指示し、在館者を（ ○○小学校 ）へ避難させる。
- (2) 収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。
- (3) 防災関係機関から避難指示があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

(帰宅困難者対策)

第36条 防火・防災管理者及び自衛消防隊長は、帰宅困難者となるおそれのある従業員、在館者等に対する支援の確保及び情報の提供等の手段を講じておくものとする。

2 自衛消防隊長は、帰宅困難者に対し、次のことを行う。

- (1) 交通機関の運行状況及び道路等の被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に伝達する。
- (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示。
- (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供。
- (4) 救護施設の設置指示と救援物資の支給。
- (5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害用伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

第5章 教育訓練

(教育)

第37条 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるために教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

3 自衛消防隊長及び本部隊の班長に対する消防法施行令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習（以下「自衛消防業務講習」という。）の受講については、各管理権原者の協議のもと、計画的に実行する。

(教育の内容)

第38条 防火・防災管理業務に従事する者に対する教育の内容は、次による。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防組織の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 災害対策に関する事項
- (6) 防災センターの役割とその重要性
- (7) その他防火・防災管理上必要な事項

(自衛消防組織の構成員の教育)

第39条 自衛消防隊長（統括管理者）は、自衛消防業務講習を受講した有資格者又は消防法施行規則第4条の2の13によって統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を以って充てる。

2 本部隊の班長に対しては、自衛消防業務講習を受けさせるものとする。（消防法施行規則第4条の2の13により統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を除く。）

3 自衛消防組織の構成員は、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

(火災、地震等の災害対応訓練)

第40条 統括防火・防災管理者は、自衛消防隊長と協力し、火災、地震等の災害を想定した消火、避難、通報等の総合的な訓練（以下「総合訓練」という。）の計画を策定するとともに同訓練を実施する。

2 各事業所の消火、避難、通報等の部分訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

(総合訓練の内容)

第41条 前条第1項の総合訓練は、次の要領で実施する。

(1) 総合訓練は、原則全事業所参加とし、年 ○回（○月、○月）実施する。

（※年1回は地震及び地震による火災を想定した訓練とする。）

(2) 総合訓練は、統括防火・防災管理者の管理のもと、自衛消防隊長が指揮を執り、各事業所の防火・防災管理者がその補助を行う。

(3) 統括防火・防災管理者は、消火、通報及び避難訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消火・避難訓練通知書」により、また、地震等を想定した訓練を実施しようとするときは「防災避難訓練通知書」により所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について従業員等に周知徹底する。

(4) 統括防火・防災管理者は、訓練の実施結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させる。

附則

この計画は、○○年 ○月 ○○日から施行する。

別表1 (第3条関係)

防火・防災管理業務の委託状況表

〇〇年 〇月 〇日現在

防火対象物名称		〇〇ビル			
管理権原者氏名		〇〇 〇〇			
統括防火・防災管理者氏名		〇〇 〇〇			
受託者の氏名及び住所等 (法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)		氏名(名称)	〇〇警備保障 株式会社		
		住所(所在地)	〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号		
		担当事務所所在地	〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇		
		教育担当者	〇〇 〇〇	受託する防火・防災管理業務の範囲	建物全体又はテナント部分のみ
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の整理 <input type="checkbox"/> その他 ()		
		方法	常駐場所		常駐人員
			委託する時間帯		
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
		方法	巡回回数		巡回人員
			委託する時間帯		
遠隔移報方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (避難誘導) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (消火・避難訓練の指導)			
	方法	現場確認要員の待機場所	正面玄関前	到着所要時間	20分
		委託する時間帯		18:00～翌朝7:00	

◇作成上の留意事項◇

「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付します。

別図（第4条関係）

管理権原者番号	1	階数	1	管理権原者番号	2	階数	1
名称	〇〇株式会社			名称	××ストア		
管理権原者番号		階数		管理権原者番号		階数	
名称				名称			

別表4 (第9条関係)

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ, 変形, 損傷, 腐食等がないか (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形, 損傷, 老化等がなく, 内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○ ○ ○ ○ ○
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース, ノズルが接続され, 変形, 損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	○ ○ ○ ○
スプリンクラー設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り, 棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ, 変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○ ○ ○ ○ ○
水噴霧消火設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り, 棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管, 管継手に漏れ, 変形はないか。	○ ○ ○
泡消火設備(固定式) (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り, 棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり, 変形はないか。	○ ○ ○
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称, 取扱方法, 保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形, 損傷, つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	○ ○ ○ ○
屋外消火栓設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には, 「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース, ノズルに変形, 損傷はないか。	○ ○ ○
動力消防ポンプ設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 常置場所の周囲に, 使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台, ボディー等に割れ, 曲がり及びボルトの暖みがないか。 (3) 管そう, ノズル, ストレーナー等に変形, 損傷がないか。	○ ○ ○
自動火災報知設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは, ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更, 間仕切り変更による未警戒部分はないか。 (4) 感知器の破損, 変形, 脱落はないか。	○ ○ ○ ○
ガス漏れ火災警報設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは, ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更, 間仕切り変更, ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形, 損傷, 腐食等がないか。	○ ○ ○ ○
漏電火災警報器 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形, 損傷, 腐食等がなく, ほこり, 錆等で固着していないか。	○ ○
非常ベル (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損, 変形, 損傷, 脱落等がないか。	○ △ ○
放送設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か, 電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により, 放送ができるか確認する。	○ ○
避難器具 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 避難に際し, 容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ, 避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚, 展示台等が置かれ, 開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となる物がなく, 必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形, 脱落, 汚損がないか。	○ ○ ○ ○ ○
誘導灯 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 改装等により, 設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には, 間仕切り, 衝立, ロッカー等があつて, 視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は, 変形, 損傷, 脱落, 汚損等がなく, かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯, ちらつき等がないか。	○ ○ ○ ×
消防用水 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽, 池等は, 水量が著しく減少していないか。	○ ○ ○
連結散水設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 送水口の周囲は, 消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形, 損傷, 著しい腐食がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形, 損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には, 散水を妨げる広告物, 棚等の障害物がないか。	○ ○ ○ ○
連結送水管 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 送水口の周囲は, 消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形, 損傷, 著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には, ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形, 損傷, 腐食等がなく, 扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	× ○ ○ ○ ○
非常コンセント設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 周囲に使用上障害となるような物がないか。 (2) 保護箱は変形, 損傷, 腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	○ ○ ○
無線通信補助設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 端子箱は変形, 損傷, 腐食等がなく容易に扉を開閉できるか。 (2) 通話状況は良好か。	○ ○
点検実施者氏名	〇〇 〇〇	統括防火・防災管理者確認 〇〇 〇〇 印

(備考) ・本建物該当設備のみチェックします。

・不備・欠陥がある場合は, 直ちに統括防火管理者に報告します。(凡例) ○: 良, ×: 不備・欠陥, △: 即時改修

別表5（その1）（第9条関係）

防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）（例）

実施項目及び確認箇所		点検結果
防火施設	(1) 構造及び開口部	
	① 防火戸取り付け部の壁体にひび割れ等の不具合等がないか。	○
	② 防火戸の内外に防火上支障となる可燃物及び避難の支障となる物品等を置いてないか。	○
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	○
	(2) 防火区画	
	① 防火区画を構成する壁・天井に破損がないか。	○
	② 階段内に配管，ダクト，電気配線等が貫通していないか。	○
	③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。	○
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ，防火シャッターが最後まで降下するか。	○
⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で，隙間が生じないか。	○	
⑥ 防火ダンパーの作動状況はよいか。	○	
避難施設	(1) 通路	
	① 有効幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる看板・ディスプレイ等の障害物を配置していないか。	○
	(2) 階段	
	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	○
	② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	○
	③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	○
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○
	(3) 避難口	
	① 扉の開放方向は，避難上支障ないか。	○
	② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	○
	③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	○
④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	○	
火気使用設備器具	(1) ガス配管の老朽化，亀裂，損傷，漏洩がないか。	○
	(2) 排気筒及び排気ダクトに変形，損傷がないか。また可燃物から適正な距離が保たれているか。	○
	(3) 防火ダンパーに変形，損傷がなく，かつ正常に作動するか。	○
	(4) 火気使用設備器具の周囲は整理整頓されているか。	○

別表5 (その2) (第9条関係)

実施項目及び確認箇所		点検結果
電気施設	(1) 変電設備	/
	① 変電室の天井・壁・床等に漏水箇所等がないか。	○
	② 変電設備の周囲に可燃物を置いてないか。	○
	③ 変電設備に異音, 過熱はないか。	○
	(2) 電気器具等	/
	① 照明器具等の固定状況に脱落のおそれのあるゆるみ等がないか。	○
	② タコ足の接続をしていないか。	○
③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
危険物施設	(1) 少量危険物施設等 (ボイラー設備等)	/
	① 標識・掲示板は掲げられているか。	○
	② 区画の壁体に亀裂・損傷等がないか。防火戸の開閉に異常がないか。	○
	③ 危険物の漏れ, あふれ, 飛散がないか。	○
	④ タンクからの漏洩がないか。	○
	⑤ 容器の転倒, 落下防止措置がされているか。	○
	(1) 指定可燃物施設	/
	① 標識は掲げられているか。	○
	② 貯蔵取扱場所の周囲に火気がないか。	○
	③ 整理整頓がされているか。	○
統括防火・防災管理者確認		
○○ ○○ 印		

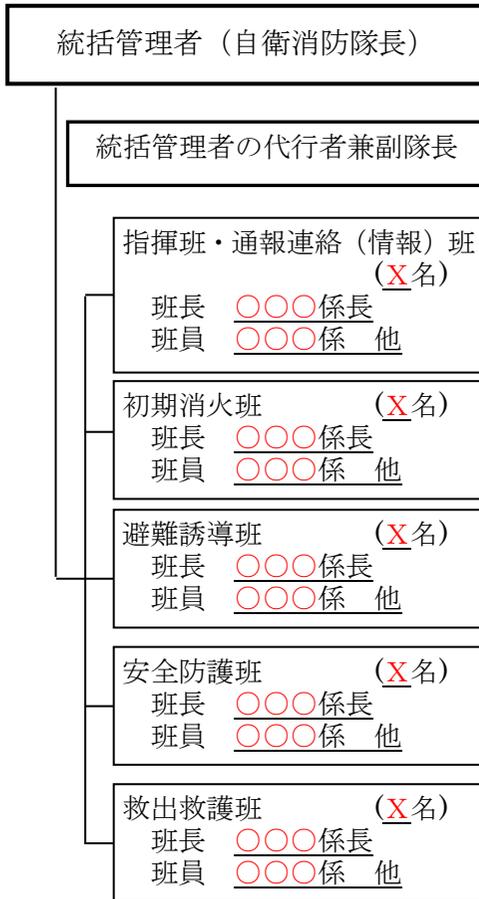
(備考) 不備・欠陥がある場合は, 直ちに統括防火・防災管理者に報告する。
 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表6 (その1) (第18条関係)

自衛消防隊の編成と任務 (編成表)

自衛消防組織編成表 (時間帯 ○○時 ○○分～○○時○○分)

<本部隊>



<地区隊>

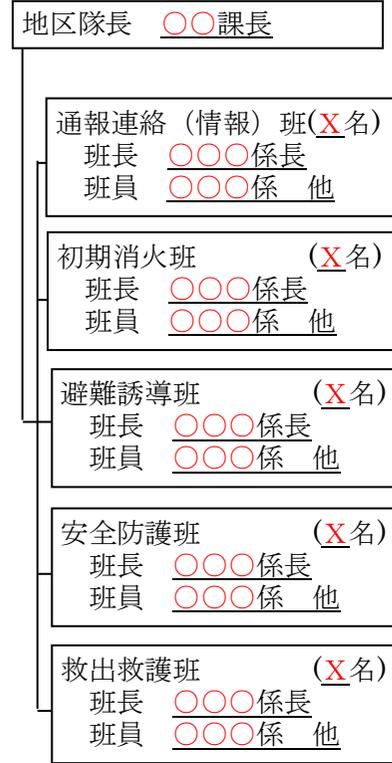
△△△△地区隊



△△△△地区隊



△△△△地区隊



※ 各班は、任務を適切に行うため、おおむね2人以上の要員を置かなければならない。ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる。

別表6（その2）（第18条，第20条，第21条関係）

自衛消防隊の編成と任務

1 本部隊の任務

班編成	火災発生時の任務	地震等発生時の任務
指揮班・ 通報連絡（情報）班	1 自衛消防本部の設置 2 自衛消防活動の指揮統制，状況の把握，情報内容の記録 3 消防機関への通報及び情報や資料の提供，並びに災害現場への誘導 4 地区隊への命令の伝達及び情報の収集 5 館内への非常放送並びに指示命令の伝達 6 消防用設備等の操作運用 7 避難状況の把握 8 関係機関や関係者への連絡 9 その他指揮統制上必要な事項	1 自衛消防本部の設置 2 自衛消防活動の指揮統制，状況の把握，情報内容の記録 3 火災発生又は負傷者発生時の消防機関への通報及び情報や資料の提供，並びに災害現場への誘導 4 地区隊への命令の伝達及び情報の収集 5 被害の状況及び避難に関する指示を館内に伝達 6 避難状況の把握 7 その他指揮統制上必要な事項
初期消火班	1 出火階に直行し，消火器，屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	1 建物構造，防火・避難施設，電気，ガス，消防用設備等，危険物の点検及び本部への状況報告 2 火災発生時の初期消火活動
避難誘導班	1 出火階並びに上層階に直行し，避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者，要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	1 混乱防止を主眼とした退館者の案内及び避難誘導 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 避難状況の報告
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し，防火シャッター，防火戸，防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保，ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター，エスカレーターの非常時の措置	1 建物構造，防火・避難施設，電気，ガス，消防用設備等，危険物の点検及び本部への状況報告 2 非常電源の確保，ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター，エスカレーターの非常時の措置
救出救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	1 要救助者の確認及び救出作業，並びに本部への報告 2 応急救護所の設置及び負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供

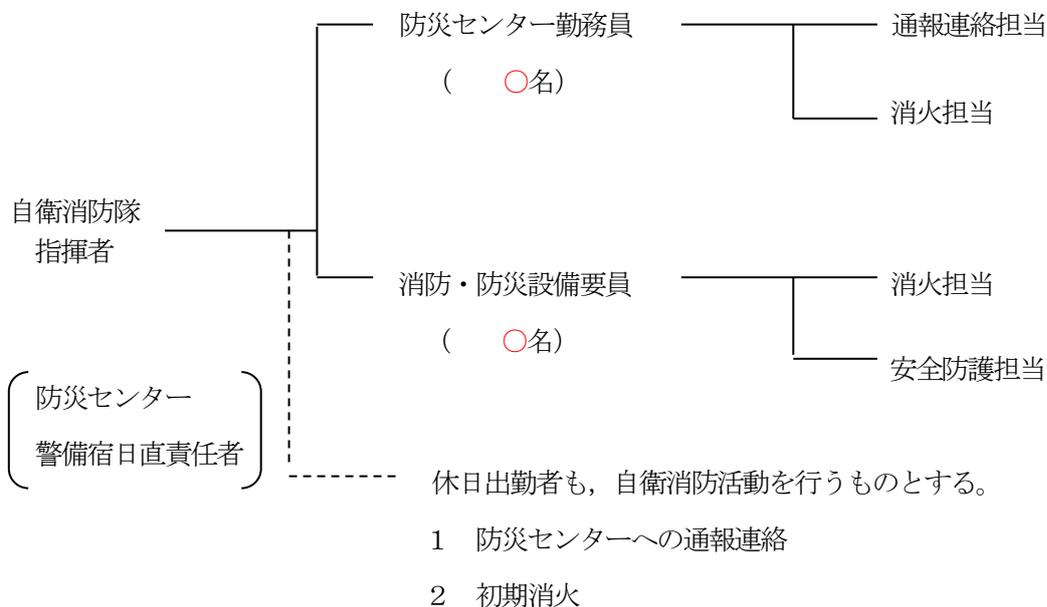
2 地区隊の任務

班編成	火災発生時の任務	地震等発生時の任務
通報連絡（情報）班	1 防災センターへの通報 2 隣接事業所への連絡	1 情報の収集及び伝達 2 本部との連絡
初期消火班	1 消火器，屋内消火栓等による消火作業に従事 2 他消火班の応援，延焼等の確認	1 火災発生時の初期消火活動 2 電気，ガス，消防用設備等，危険物の点検
避難誘導班	1 在館者の避難誘導 2 非常口の開放	1 混乱防止を主眼とした退官者の案内及び避難誘導 2 非常口の開放
安全防護班	1 防火戸などによる防火区画の形成 2 エレベーター，エスカレーターの使用制限	1 建物構造，防火・避難施設の点検 2 エレベーター，エスカレーターの使用制限
救出救護班	1 負傷者の確認 2 応急救護所への搬送・応急措置	1 要救助者の確認及び救出作業 2 応急救護所への搬送・応急措置

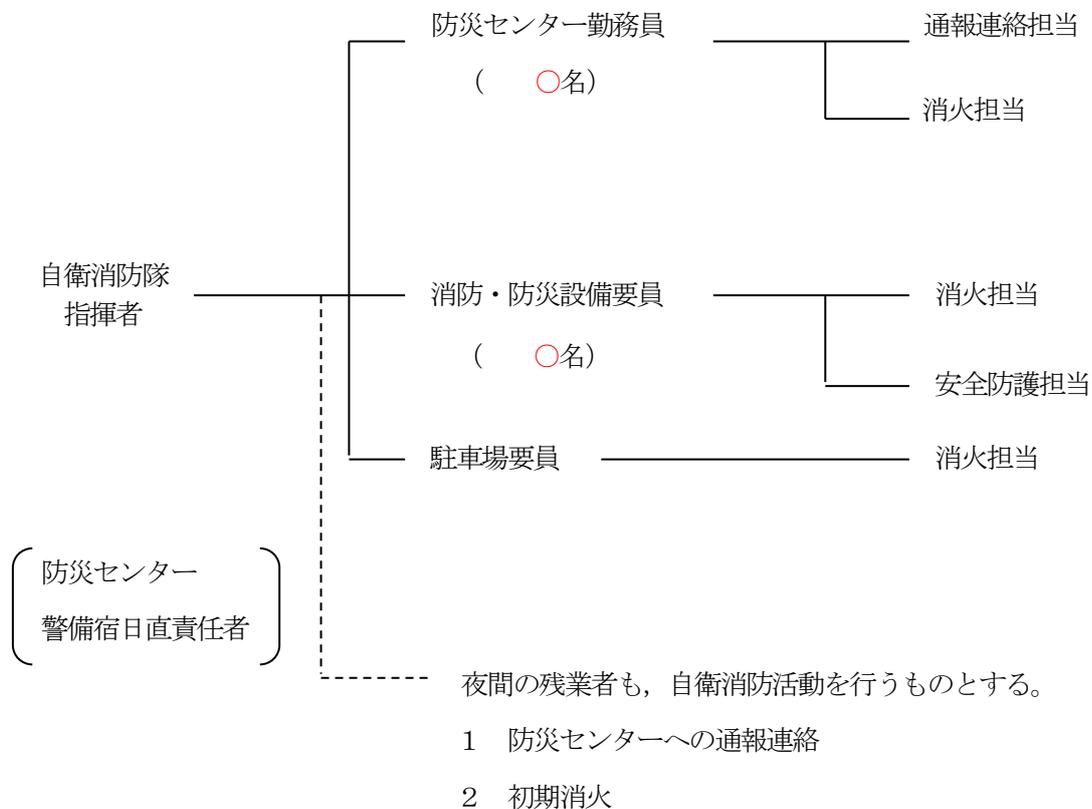
別表7 (第22条関係)

休日、夜間の自衛消防組織編成表

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



別表8 (第23条関係)

自衛消防組織装備品リスト

任務別	品 名			
	用意すべき資機材	○×	用意が推奨される資機材	○×
指 揮	消防計画 (自衛消防活動要領)	○	携帯用拡声器	○
	建築図面 (平面図・配管図・電気設備図等)	○	指揮本部用の資機材及び標識 (隊旗)	○
	名簿 (従業員・宿泊者・入院者等)	○	照明器具 (懐中電灯・投光器等)	○
			情報伝達機器 (トランシーバー等)	×
通報連絡	非常通報連絡先一覧	○	携帯用拡声器	×
			情報伝達機器 (トランシーバー等)	○
初期消火	防火衣又は作業衣		★可搬消防ポンプ	—
	消火器具	○	破壊器具 (とび口等)	○
			防水シート	○
避難誘導	マスターキー	○	ロープ	○
	切断機具 (ドアチェーン等 切断用)	○	誘導の標識 (案内旗等)	○
	名簿 (従業員・宿泊者・入院者等)	○		
	携帯用拡声器	○		
	照明器具 (懐中電灯等)	○		
安全防護	キー, 手動ハンドル (防火シャッター, エレベーター, 非常ドア等)	○	★エンジンカッター	—
	救助器具 (ロープ, バール, ジャッキ等)	○	★油圧式救助器具セット	—
	建物図面 (平面・配管・電気設備等)	○		
応急救護	応急医薬品	○	応急救護所設置資器材 (テント, ベッド等)	○
	担架	○	傷病者記録用紙	
			車椅子	○
			自動体外式除細動器 (AED)	○
救 出	非常用搬出品リスト (契約書類, 台帳, PC, 電子記録等)	○	防水シート	○
			保管標識	○
その他	災害用活動服, ヘルメット, 運動靴, 手袋, 警笛	○	携帯発電機	○

※ 資機材は, 持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。

※ 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は, 分散して保管します。